

裁 決 書

審査請求人 住所
氏名 様
処分庁 野田市長 鈴木 有

審査請求人が平成29年4月28日に提起した処分庁による審査請求人に対する平成29年4月26日付け配当計算書に係る配当処分についての審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人から滞納している軽自動車税及び国民健康保険税並びにこれらに係る延滞金の納付について「2か月前から茨城県龍ケ崎市が給与差押を開始し、月2,000円の分割納付しか不可能である。」との申出を受け、やむなく長期にわたる低額の分納を認め、平成28年11月24日付けで納付誓約書を受理した。
- 2 処分庁が茨城県龍ケ崎市に対し実態調査を行ったところ、平成28年12月6日付けで、その給与差押処分が平成28年10月14日付けで終了した旨の回答があった。また、審査請求人の勤務先に対し給与に係る照会を行ったところ、平成28年12月16日付けで、給与及び給与債権が他機関から差し押えられていない旨の回答があった。
- 3 処分庁は、審査請求人が滞納している軽自動車税及び国民健康保険税並びにこれらに係る延滞金(以下「本件滞納市税」という。)の徴収のため、平成29年1月30日付けで債権差押処分を行った(以下「先行する差押処分」という。)

- 4 処分庁は、審査請求人の勤務先から取り立てた給与債権を本件滞納市税に相当する旨の配当計算書を作成し、平成29年4月26日付けでその謄本を審査請求人に発送した。
- 5 審査請求人は、平成29年4月28日付けで、処分庁に対し、配当計算書に係る配当処分（以下「本件配当処分」という。）の取消しを求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると解される。

- (1) 納付誓約書を提出し、納付計画に従って納付しているにもかかわらず、処分庁が一方的に先行する差押処分を行ったことは、法の適用を誤ったものであり違法であることから、その後の本件配当処分もその違法性を承継する。
- (2) 本件配当処分により生活が侵害されていることから、不当である。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 先行する差押処分に違法性はなく、加えて本件配当処分を含む滞納処分の各種手続についても法令違反はなく、適法に行っている。
- (2) 差押処分は、地方税債権の履行を実現するため納税者の意思に関わりなく行われるものであって、事前の納税者との協議や事前の予告を行うことを要件としておらず、事前の予告をしなかったとしても差押処分の目的に反するものではなく、先行する差押処分を不当とする理由とはならない。

理 由

1 先行する差押処分及び本件配当処分に係る法令の規定について

- (1) 地方税法第459条第1項において、軽自動車税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る軽自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市

町村の徴税吏員は、当該軽自動車税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならないとされている。そして、地方税法第459条第6項において、軽自動車税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとされている。

(2) 地方税法第728条第1項において、国民健康保険税（同法第706条第1項において「水利地益税等」と略称されている。）に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る国民健康保険税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、当該国民健康保険税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならないとされている。そして、地方税法第728条第7項において、国民健康保険税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとされている。

(3) 国税徴収法第76条第1項において、給料等については、源泉徴収される所得税に相当する金額（同項第1号）、特別徴収の方法によって徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額（同項第2号）、当該給料等から控除される社会保険料に相当する金額（同項第3号）、生活保護法に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額（同項第4号）及び当該給料等から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の100分の20に相当する金額（同項第5号）の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができないとされている。

(4) 国税徴収法第128条第1項第2号、第129条第1項第1号及び第131条において、債権の差押により第三債務者等から給付を受けた金銭は、差押に係る税に配当するものとされており、その際は、配当計算書を作成するものとされている。

2 先行する差押処分及び本件配当処分について

(1) 処分庁は、審査請求人が滞納している軽自動車税及び国民健康保険税並びにこれらに係る延滞金が完納されていないことから、国税徴収法第76条第1項の規定に基づき、差し押えることができない金額を控除した毎

月の給与等について差押処分を行ったものであって、先行する差押処分は適法に行われていると認められる。また、審査請求人は処分庁に対して納付誓約書を提出し、受理されているが、これをもって、滞納処分の執行の停止がなされたものではない。よって、先行する差押処分に違法な点は認められない。

- (2) 差押処分は、租税債権の履行を実現するため納税者の意思に関わりなく強制的に行われるものであり、法は事前に納税者と協議を行うことは要求していない。また、差押処分について事前に予告をしなかったとしても、事前に予告することは租税債権のための財産の保全を阻害するおそれもあることから、差押処分の目的に反するものではない。ただし、差押処分の手続自体が違法でない場合であっても、当該差押処分の行使が、法や制度の趣旨及び目的に照らして著しく不合理なものであると認められる場合には、当該差押処分が不当とみなされる余地もあり得るところではある。
- (3) しかし、先行する差押処分については、審査請求人は納付誓約書を提出しているところ、この納付誓約書には、「期限までに納付しない場合、または財産（預貯金等）がある場合は、法の定めるところにより、いかなる滞納処分（給与、預貯金、不動産等の差押）を受けても異議ありません。」と記載されており、実態調査及び照会により審査請求人に財産（給与）があることが判明したことから差押処分が行われたもので、審査請求人が納付誓約書に記載の納付計画に従って納付していたとしても、滞納額からして、その完納までに相当の期間が必要であるため、審査請求人の財産を保全する必要があったといえることができる。さらに、審査請求人から龍ヶ崎市から給与差押処分を受けているとの申出を受け、処分庁はやむなく長期にわたる低額の分納を認め、納付誓約書を受理しているにもかかわらず、審査請求人が納付誓約書を提出する時には既に当該給与差押処分は終了していた。このような状況において、先行する差押処分が差押処分の趣旨及び目的に照らして不当なものであるとは認められない。
- (4) また、審査請求人は、生活を侵害されていると主張しているが、先行する差押処分において、差押債権は「毎月の給与等のうち国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権」であって、法

に従い給与生活者の最低生活の維持等について保障がなされているところである。このほか、審査請求人には納付が困難となる特別な事情があるとは認められないことから、先行する差押処分に違法又は不当な点は認められない。

- (5) 審査請求人は先行する差押処分が違法であるため、その後の本件配当処分もその違法性を承継すると主張しているが、これまで述べたとおり、先行する差押処分に違法又は不当な点は認められないことから、審査請求人の主張には理由がない。
- (6) 処分庁による先行する差押処分により審査請求人の勤務先から給付を受けた金銭を本件滞納市税に配当することに決定し、配当計算書を作成してその謄本を審査請求人に発送した本件配当処分に関する手続に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年2月23日

審査庁 野田市長 鈴木 有

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表す

る者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。